

日医発第524号（保険）
令和6年6月14日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

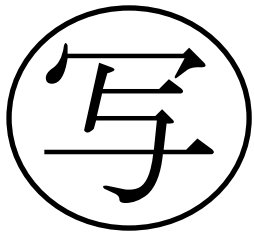
「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正等について

柔道整復師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところであります。

今般、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る料金を適正化することとし、令和6年10月1日より適用することが示され、関連通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。（詳細につきましては添付資料をご参照ください。）

[添付資料]

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令6.5.29 保発0529第3号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について
(令6.5.29 保発0529第4号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について
(令6.5.29 保医発0529第1号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令6.5.29 保医発0529第2号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について
(令6.5.29 保医発0529第3号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(令6.5.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)



保発 0529 第 3 号
令和 6 年 5 月 29 日

都道府県知事 }
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る料金を適正化するため、その一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

ただし、改正前の別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年5月 24 日付け保発 0524 第2号)

○別添 1 別紙の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い</p> <p>16～18 (略)</p> <p>(療養費の算定、一部負担金の受領等)</p> <p>19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、<u>算定基準の備考 4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考 5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</u></p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>	<p>別紙</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い</p> <p>16～18 (略)</p> <p>(療養費の算定、一部負担金の受領等)</p> <p>19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、<u>算定基準の備考 5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</u></p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>

(領収証及び明細書の交付)

20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

21～25 (略)

第4章～第8章 (略)

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

(保険者等の行う通知・確認等)

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) (略)

(領収証及び明細書の交付)

20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

21～25 (略)

第4章～第8章 (略)

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

(保険者等の行う通知・確認等)

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) (略)

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

①～④ （略）

⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4. ただし書に規定する場合に該当する患者）

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由（⑤に該当する患者は除く。）とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

①～④ （略）

⑤ （新設）

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) (略)

47～53 (略)

第10章 (略)

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) (略)

47～53 (略)

第10章 (略)

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書

令和 年 月 分

都道府県番号 施術機関コード

保険者番号

記号・番号

公費負担者番号① 公費負担医療の受給者番号①

公費負担者番号② 公費負担医療の受給者番号②

被保険者 氏名 住所

世帯主・組合員の要給者 住所

療養を受けた者の氏名 生年月日 負傷の原因

1男 2大 3昭 4平 5令

2女

負傷名 負傷年月日 初療年月日 施術開始年月日 施術終了年月日 実日数 転帰

(1) 治癒・中止・転医

(2) 治癒・中止・転医

(3) 治癒・中止・転医

(4) 治癒・中止・転医

(5) 治癒・中止・転医

経過 請求区分 新規・継続

施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

初検料 円 初検時相談 円 往療料 km 回 金属副子等 円 加算 円 加算(夜間・難治・暴風雨雪) 円 加算(休日・深夜・時間外) 円 再検料 円 加算(夜間・難治・暴風雨雪) 円 柔道整復運動後療料 円 運動後療料 円 計 円

整復料・固定料・施療料 (1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円 計 円

部位 通減 通減開始 後療料 冷電法料 温電法料 電療料 計 多項計 長期計

(1) 100 円 0.6 円

(2) 100 円 0.6 円

(3) 60 円 0.6 円

(4) 100 円 0.6 円

概要

合 計 円

一部負担金 円

請求金額 円

金属副子等 1回目 2回目 3回目 柔道整復運動後療料加算日 日 日 日 日 日

明細書発行依頼加算 加算日 日 日 日 日 日

支払区分 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段

振込の種別 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段

銀行 本店 支店 口座番号

金融機関 本店 支店 口座番号

登録記号番号

上記のとおり施術したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 〒

施術所名称 電話番号

柔道 フリガナ 整復師氏名

受取代理人への委任の欄

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。

令和 年 月 日

住所(上記住所欄と同じ)

被保険者 世帯主 組合員 受給者 氏名

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理人の上、捺印してください。

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書

令和 年 月 分

都道府県番号 施術機関コード

保険者番号

記号・番号

公費負担者番号① 公費負担医療の受給者番号①

公費負担者番号② 公費負担医療の受給者番号②

被保険者 氏名 住所

世帯主・組合員の要給者 住所

療養を受けた者の氏名 生年月日 負傷の原因

1男 2大 3昭 4平 5令

2女

負傷名 負傷年月日 初療年月日 施術開始年月日 施術終了年月日 実日数 転帰

(1) 治癒・中止・転医

(2) 治癒・中止・転医

(3) 治癒・中止・転医

(4) 治癒・中止・転医

(5) 治癒・中止・転医

経過 請求区分 新規・継続

施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

初検料 円 初検時相談 円 往療料 km 回 金属副子等 円 加算 円 加算(夜間・難治・暴風雨雪) 円 加算(休日・深夜・時間外) 円 再検料 円 加算(夜間・難治・暴風雨雪) 円 柔道整復運動後療料 円 運動後療料 円 計 円

整復料・固定料・施療料 (1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円 計 円

部位 通減 通減開始 後療料 冷電法料 温電法料 電療料 計 多項計 長期計

(1) 100 円 0.6 円

(2) 100 円 0.6 円

(3) 60 円 0.6 円

(4) 100 円 0.6 円

概要

合 計 円

一部負担金 円

請求金額 円

金属副子等 1回目 2回目 3回目 柔道整復運動後療料加算日 日 日 日 日 日

明細書発行依頼加算 加算日 日 日 日 日 日

支払区分 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段

振込の種別 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段

銀行 本店 支店 口座番号

金融機関 本店 支店 口座番号

登録記号番号

上記のとおり施術したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 〒

施術所名称 電話番号

柔道 フリガナ 整復師氏名

受取代理人への委任の欄

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。

令和 年 月 日

住所(上記住所欄と同じ)

被保険者 世帯主 組合員 受給者 氏名

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理人の上、捺印してください。

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第5号の2)

柔道整復施術療養費支給申請書(償還払い用) (令和 年 月分)

被保険者証等の 記号番号		療養を受けた者の氏名		生 年 月 日		負傷の原因	
		1男 2女		1月 2大 3昭 4平 5令 年 月 日			
負 傷 名		負 傷 年 月 日		初 検 年 月 日		施 術 開 始 年 月 日	
(1)		・ ・		・ ・		・ ・	
(2)		・ ・		・ ・		・ ・	
(3)		・ ・		・ ・		・ ・	
(4)		・ ・		・ ・		・ ・	
(5)		・ ・		・ ・		・ ・	
経 過						請求 区分	
新 規 ・ 継 続							
施 術 日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
初検料		円		往療料		km	
加算(休日・深夜・時間外)		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
再検料		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
再検料		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
整復料・固定料・治療料		(1) 円		(2) 円		(3) 円	
通減		%		%		%	
(1)		100					
(2)		100					
(3)		60				0.6	
(4)		100					
(5)		60				0.6	
合 計							
※							
金属副子等 加算日		1回目 2回目 3回目		柔道整復運動 後療料加算日		日 日 日 日 日	
明細書発行 加算日		日 日 日 日 日					
申請欄		上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。		住所 〒 -			
		令和 年 月 日		申請者 (被保険者) 氏名		電話	
支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 4:別段		預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段		金融機関 銀行 金庫 農協		支店 支所 本・支所	
支取口座 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段		支店 支所 本・支所		口座 番号			
施 術 証 明 欄		上記のとおり施術し、その費用を領収しました。		令和 年 月 日		受取 代理人 への 委任 の 欄	
		所在地〒		申 請 者 住 所 (被 保 険 者) 氏 名			
		施 術 所 名 称		代 理 人 住 所 氏 名			
		電 話		※給付金に関する受領を親等の代理人に委任する(申請者名義以外の親等の口座に振込を希望する)場合に記入してください。			
		整 療 番 号					
		フリガナ					
		氏 名					

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第5号の2)

柔道整復施術療養費支給申請書(償還払い用) (令和 年 月分)

被保険者証等の 記号番号		療養を受けた者の氏名		生 年 月 日		負傷の原因	
		1男 2女		1月 2大 3昭 4平 5令 年 月 日			
負 傷 名		負 傷 年 月 日		初 検 年 月 日		施 術 開 始 年 月 日	
(1)		・ ・		・ ・		・ ・	
(2)		・ ・		・ ・		・ ・	
(3)		・ ・		・ ・		・ ・	
(4)		・ ・		・ ・		・ ・	
(5)		・ ・		・ ・		・ ・	
経 過						請求 区分	
新 規 ・ 継 続							
施 術 日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
初検料		円		往療料		km	
加算(休日・深夜・時間外)		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
再検料		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
再検料		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
整復料・固定料・治療料		(1) 円		(2) 円		(3) 円	
通減		%		%		%	
(1)		100					
(2)		100					
(3)		60				0.6	
(4)		100					
(5)		60				0.6	
合 計							
※							
金属副子等 加算日		1回目 2回目 3回目		柔道整復運動 後療料加算日		日 日 日 日 日	
明細書発行 加算日		日 日 日 日 日					
申請欄		上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。		住所 〒 -			
		令和 年 月 日		申請者 (被保険者) 氏名		電話	
支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 4:別段		預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段		金融機関 銀行 金庫 農協		支店 支所 本・支所	
支取口座 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段		支店 支所 本・支所		口座 番号			
施 術 証 明 欄		上記のとおり施術し、その費用を領収しました。		令和 年 月 日		受取 代理人 への 委任 の 欄	
		所在地〒		申 請 者 住 所 (被 保 険 者) 氏 名			
		施 術 所 名 称		代 理 人 住 所 氏 名			
		電 話		※給付金に関する受領を親等の代理人に委任する(申請者名義以外の親等の口座に振込を希望する)場合に記入してください。			
		整 療 番 号					
		フリガナ					
		氏 名					

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者等名 〇〇〇〇〇〇

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い: 患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者等名 〇〇〇〇〇〇

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い: 患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○〇 ○〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた(氏名)について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当する可能性がありますので、通知します。

(氏名)に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○〇 ○〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた(氏名)について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当する可能性がありますので、通知します。

(氏名)に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保険者等名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知 (被保険者等用)」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で (保険者等名) まで療養費を請求してください。

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保険者等名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知 (被保険者等用)」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で (保険者等名) まで療養費を請求してください。

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

[柔道整復施術療養費]

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の(氏名)については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に(氏名)に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

[柔道整復施術療養費]

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の(氏名)については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に(氏名)に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)

○別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16～18 (略)</p> <p>(療養費の算定、一部負担金の受領等)</p> <p>19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p><u>ただし、算定基準の備考4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</u></p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>	<p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16～18 (略)</p> <p>(療養費の算定、一部負担金の受領等)</p> <p>19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、<u>算定基準の備考5.</u> により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>

(領収証及び明細書の交付)

20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

21～25 (略)

第4章～第8章 (略)

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

(保険者等の行う通知・確認等)

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができる。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) (略)

(領収証及び明細書の交付)

20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

21～25 (略)

第4章～第8章 (略)

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

(保険者等の行う通知・確認等)

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができる。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) (略)

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

①～④ （略）

⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4.ただし書に規定する場合に該当する患者）

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由（⑤に該当する患者は除く。）とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

①～④ （略）

⑤ （新設）

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) (略)

47～53 (略)

第10章 (略)

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) (略)

47～53 (略)

第10章 (略)

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書

令和 年 月 分

記号・番号

公費負担者番号①

公費負担者番号②

氏名

住所

療養を受けた者の氏名	生 年 月 日	負傷の原因
1男	年 月 日	
2女	年 月 日	

負 傷 名	負 傷 年 月 日	初 診 年 月 日	施術開始年月日	施術終了年月日	要約	経過	転 帰
(1)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(2)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(3)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(4)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(5)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居

経 過	請求区分	新規・継続
施術日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	

初検料	初検時相談	往旅料	金属副子等	加算(休日・深夜・時間外)	初検料	加算(夜間・難路・暴風雨雪)	柔道整復	運動後療料	計
円	円	km 円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

整復料・固定料・施療料	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
円	円	円	円	円	円	円

部位	通減%	通減開始	後療料	冷電法料	温電法料	電療料	計	長期	計
(1)	100	月 日	円	円	円	円	円		円
(2)	100	月 日	円	円	円	円	円		円
(3)	60	月 日	円	円	円	円	0.6		円
(4)	100	月 日	円	円	円	円	円		円
(5)	60	月 日	円	円	円	円	0.6		円
(6)	100	月 日	円	円	円	円	円		円

金副子等	1回目	2回目	3回目	柔道整復運動
加算日	日 日 日 日	日 日 日 日	日 日 日 日	日 日 日 日

支払区分

支払口座

支取代理人

令和 年 月 日

所在地

電話番号

住所

住所(上記住所欄と同じ)

氏名

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理人の上、印印してください。

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書

令和 年 月 分

記号・番号

公費負担者番号①

公費負担者番号②

氏名

住所

療養を受けた者の氏名	生 年 月 日	負傷の原因
1男	年 月 日	
2女	年 月 日	

負 傷 名	負 傷 年 月 日	初 診 年 月 日	施術開始年月日	施術終了年月日	要約	経過	転 帰
(1)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(2)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(3)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(4)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居
(5)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			治癒・中止・転居

経 過	請求区分	新規・継続
施術日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	

初検料	初検時相談	往旅料	金属副子等	加算(休日・深夜・時間外)	初検料	加算(夜間・難路・暴風雨雪)	柔道整復	運動後療料	計
円	円	km 円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

整復料・固定料・施療料	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
円	円	円	円	円	円	円

部位	通減%	通減開始	後療料	冷電法料	温電法料	電療料	計	長期	計
(1)	100	月 日	円	円	円	円	円		円
(2)	100	月 日	円	円	円	円	円		円
(3)	80	月 日	円	円	円	円	0.8		円
(4)	100	月 日	円	円	円	円	円		円
(5)	80	月 日	円	円	円	円	0.8		円
(6)	100	月 日	円	円	円	円	円		円

金副子等	1回目	2回目	3回目	柔道整復運動
加算日	日 日 日 日	日 日 日 日	日 日 日 日	日 日 日 日

支払区分

支払口座

支取代理人

令和 年 月 日

所在地

電話番号

住所

住所(上記住所欄と同じ)

氏名

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理人の上、印印してください。

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第5号の2)
柔道整復施術療養費支給申請書(償還払い用) (令和 年 月分)

被保険者証等の 記号番号														負傷の原因				
療養を受けた者の氏名		生 年 月 日															負傷の原因	
1男 2女		1月 2大 3昭 4平 5令															負傷の原因	
負 傷 名		負 傷 年 月 日		初 検 年 月 日		施 術 開 始 年 月 日		施 術 終 了 年 月 日		実 日 数		転 帰						
施 術	(1)		治癒・中止・転医				
	(2)		治癒・中止・転医				
	(3)		治癒・中止・転医				
	(4)		治癒・中止・転医				
	(5)		治癒・中止・転医				
経 過										請求 区分		新規・継続						
施 術 日										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31								
の	初検料		初検時相談 支援助料		往療料 km 回		金属副子等 加算		施術情報 提供料		明細書発行 体制加算		計		円			
	加算(休日・深夜・時間外)		再検料		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		柔道整復 運動後療料						計		円			
内	整復料・固定料・施療料		(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計		円			
	部 位	通減 %	通減開始 月 日	後療料 円 回	冷電法料 円 回	温電法料 円 回	電療料 円 回	計	円	多部位 計	円	長期 計	円	計		円		
容	(1)	100	—															
	(2)	100	—															
	(3)	60	—							0.6								
	(4)	100	—															
欄	請 要										合 計							
	※										合 計							
申請 欄		上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。 令和 年 月 日 住所 〒 - 申請者 (被保険者) 氏名 電話																
支払 欄		支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 4:別段		預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段		金融機関 銀行 本店 金庫 支店 農協 本・支所		口座 口座 番号		7桁 口座 番号								
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術し、その費用を領収しました。 令和 年 月 日										受取 代理人 への 委任 の 欄		本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 令和 年 月 日 申請者 住所 (被保険者) 氏名 代理人 住所 氏名 ※給付金に関する受領を親等の代理人に委任する(申請者名義以外の親等の口座に振込を希望する)場合に記入してください。					

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第5号の2)
柔道整復施術療養費支給申請書(償還払い用) (令和 年 月分)

被保険者証等の 記号番号														負傷の原因				
療養を受けた者の氏名		生 年 月 日															負傷の原因	
1男 2女		1月 2大 3昭 4平 5令															負傷の原因	
負 傷 名		負 傷 年 月 日		初 検 年 月 日		施 術 開 始 年 月 日		施 術 終 了 年 月 日		実 日 数		転 帰						
施 術	(1)		治癒・中止・転医				
	(2)		治癒・中止・転医				
	(3)		治癒・中止・転医				
	(4)		治癒・中止・転医				
	(5)		治癒・中止・転医				
経 過										請求 区分		新規・継続						
施 術 日										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31								
の	初検料		初検時相談 支援助料		往療料 km 回		金属副子等 加算		施術情報 提供料		明細書発行 体制加算		計		円			
	加算(休日・深夜・時間外)		再検料		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		柔道整復 運動後療料						計		円			
内	整復料・固定料・施療料		(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計		円			
	部 位	通減 %	通減開始 月 日	後療料 円 回	冷電法料 円 回	温電法料 円 回	電療料 円 回	計	円	多部位 計	円	長期 計	円	計		円		
容	(1)	100	—															
	(2)	100	—															
	(3)	60	—							0.6								
	(4)	100	—															
欄	請 要										合 計							
	※										合 計							
申請 欄		上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。 令和 年 月 日 住所 〒 - 申請者 (被保険者) 氏名 電話																
支払 欄		支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 4:別段		預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段		金融機関 銀行 本店 金庫 支店 農協 本・支所		口座 口座 番号		7桁 口座 番号								
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術し、その費用を領収しました。 令和 年 月 日										受取 代理人 への 委任 の 欄		本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 令和 年 月 日 申請者 住所 (被保険者) 氏名 代理人 住所 氏名 ※給付金に関する受領を親等の代理人に委任する(申請者名義以外の親等の口座に振込を希望する)場合に記入してください。					

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者等名 〇〇〇〇〇〇

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い: 患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者等名 〇〇〇〇〇〇

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い: 患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた(氏名)について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

(氏名)に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた(氏名)について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

(氏名)に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者等名 〇〇〇〇〇〇

償還払い変更通知 (被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い) に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知 (被保険者等用)」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で (保険者等名) まで療養費を請求してください。

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者等名 〇〇〇〇〇〇

償還払い変更通知 (被保険者等用)

[柔道整復施術療養費]

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い) に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知 (被保険者等用)」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で (保険者等名) まで療養費を請求してください。

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

[柔道整復施術療養費]

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の(氏名)については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い: 患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に(氏名)に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保険者等名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

[柔道整復施術療養費]

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の(氏名)については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い: 患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に(氏名)に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

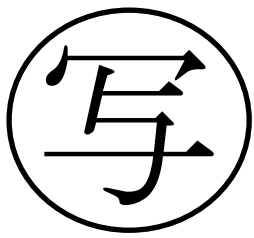
(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)



保発 0529 第 4 号
令和 6 年 5 月 29 日

都道府県知事 }
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知）について、その一部を別紙のとおり改正する。

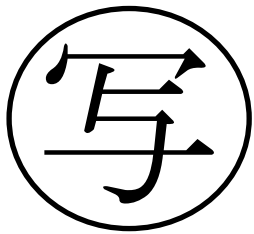
なお、初検、往療及び再検の初検料及び備考 1 の電療料に係る改正は令和 6 年 6 月 1 日施術分から適用し、備考 4 及び備考 9 に係る改正は令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年9月 30 日付け保発第 64 号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																				
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">初検、往療及び再検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td style="text-align: right;"><u>1,550 円</u></td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td style="text-align: right;">100 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td style="text-align: right;">2,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td style="text-align: right;">410 円</td> </tr> </tbody> </table>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,550 円</u>	2. 初検時相談支援料	100 円	3. 往 療 料	2,300 円	4. 再 検 料	410 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">初検、往療及び再検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td style="text-align: right;"><u>1,520 円</u></td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td style="text-align: right;">100 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td style="text-align: right;">2,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td style="text-align: right;">410 円</td> </tr> </tbody> </table>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,520 円</u>	2. 初検時相談支援料	100 円	3. 往 療 料	2,300 円	4. 再 検 料	410 円
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,550 円</u>																				
2. 初検時相談支援料	100 円																				
3. 往 療 料	2,300 円																				
4. 再 検 料	410 円																				
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,520 円</u>																				
2. 初検時相談支援料	100 円																				
3. 往 療 料	2,300 円																				
4. 再 検 料	410 円																				
注 1. ～ 6. (略)	注 1. ～ 6. (略)																				
備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は 33 円を加算する。	備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は 30 円を加算する。																				
備考 2. ～ 3. (略)	備考 2. ～ 3. (略)																				

<p>備考4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の<u>100分の75</u>に相当する額により算定する。</p> <p><u>ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。</u> <u>この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。</u></p> <p>備考5. ～8. (略)</p> <p>備考9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは<u>明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、10円を算定する。</u></p>	<p>備考4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の<u>100分の80</u>に相当する額により算定する。</p> <p>備考5. ～8. (略)</p> <p>備考9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは<u>明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。</u></p>
---	---



保医発 0529 第 1 号

令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 4 号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る適正化を図ることとなり、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保発 57 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(3) (略) (4) <u>長期・頻回の施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月)から起算するものとする。</u> イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 ウ <u>長期・頻回の施術については、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。</u> <u>ただし、柔道整復師が扱う脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものである。</u> エ <u>患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする。</u> オ <u>特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わない。</u></p>	<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(3) (略) (4) <u>長期施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月)から起算するものとする。</u> イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 (新設) (新設) (新設)</p>

カ 当該施術を行い、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておくこと。

(5)～(8) (略)

(9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ (略)

ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であつて、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式3の1Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式3の1Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

(新設)

(5)～(8) (略)

(9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨を別紙様式3により、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和4年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ (略)

ウ アの届出を行った施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書を無償で交付する施術所ではなくなった場合は、速やかに、その旨を別紙様式4により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

エ 厚生労働省においては、ウの別紙様式3の1Ⅱの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

なお、ウの別紙様式3の1Ⅲの届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。

第6～第8 (略)

エ 厚生労働省においては、ア及びウの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

第6～第8 (略)

(別紙様式1)・(別紙様式2)(略)

(令和6年9月1日削除)

(別紙様式1)・(別紙様式2)(略)

(別紙様式3)

明細書無償交付の実施施術所に係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 _____
施術所の所在地 _____
電 話 番 号 _____
施術管理者名 _____
登録記号番号 _____

〇〇厚生(支)局長 様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施術所は、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしましたので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに○を記載)
※ アでもイでも明細書発行体制加算の請求は可能です。

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であり、明細書の無償交付を実施する。(注1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないが、明細書の無償交付を実施する。(注2)

2. 施術所の状況

- (1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに○を記載)

ア 使用している
イ 使用していない

- (2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注3 施術所の状況に変化があった場合(例:常勤職員数の変更等)であっても、明細書の無償交付の実施を継続する場合は、変更の届出をする必要はありません。ただし、明細書の無償交付の実施を取りやめる場合は、「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」(別紙様式4)を提出してください。

注4 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書を無償で交付する施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(削除)

(別紙様式4)

明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 _____
施 術 所 の 所 在 地 _____
電 話 番 号 _____
施 術 管 理 者 名 _____
登 録 記 号 番 号 _____

〇〇厚生(支)局長 様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに○を記載)

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。(注1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。(注2)

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに○を記載)

ア 使用している
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(表)

(別紙様式3の1)

明細書交付義務化対象外施術所に関する届出書

厚生(支)局長 様

この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。(※Ⅰの記載は必須。Ⅱ又はⅢは、該当する届出にチェックのうえ該当選択)

Ⅰ. 届出施術所の基本情報(※必須)

①施術所の名称			
②施術所の所在地	〒	—	都道府県 市区町村
③電話番号			
④施術管理者名			
⑤登録記号番号			

□Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページに明細書を有償で交付する施術所名等を掲載(明細書発行体制加算の算定及び請求はできない。)

⑥明細書交付義務化対象外の理由(下記ア又はイから選択)	ア	イ	
ア. レセプトコンピュータを設置していない施術所			
イ. 明細書交付機能が付与されていないレセプトコンピュータを設置している施術所			
⑦明細書交付方法(下記ウ～オから選択)	ウ	エ	オ
ウ. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付(パソコン等)			
エ. 明細書は手書きにより交付			
オ. その他(上記ウ. 及びエ. の混合により交付等を含む)			

□Ⅲ. 明細書無償交付の実施(変更)等に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページから施術所名等を削除(明細書の無償交付を開始する場合、届出日の翌月施術分から明細書発行体制加算の算定及び請求が可能となる。)

⑧厚生労働省HPから施術所名等を削除する理由(下記A～Cから選択)	A	B	C
A. 明細書交付義務化対象外施術所(上記Ⅱの届出を行った施術所)であるが、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしたため			
B. 明細書交付義務化対象外施術所(上記Ⅱの届出を行った施術所)であるが、明細書交付義務化対象施術所(明細書交付機能が付与されたレセコンを設置)となるため			
C. 施術所の廃止等によるため			
⑨明細書交付方法(※上記Aに該当する場合、下記D～Fから選択)	D	E	F
D. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付(パソコン等)			
E. 明細書は手書きにより交付			
F. その他(上記D. 及びE. の混合により交付等を含む)			

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日 施術管理者名 _____

(新設)

(裏)

注1 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています(この場合、明細書発行体制加算を算定(請求)できます。)

注2 上記、注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、全ての患者に明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます(この場合、明細書発行体制加算を算定(請求)できます。)

注3 上記、注1又は注2に該当する施術所及び注2に該当し、患者の求めに応じ明細書を無償で交付する施術所は、地方厚生(支)局長への届出を提出する必要はありません。

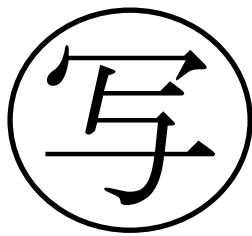
注4 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置しておらず、明細書を有償で交付する施術所は、「Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出」を提出する必要があります。

注5 上記、注4の届出を行った施術所については、保険給付を適切に実施するため、当該届出内容に基づき、明細書を有償で交付する施術所名、施術所の所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号及び届出書の届出日を厚生労働省ホームページに掲載します。

注6 上記、注4の施術所届出内容に変更があった場合(例:アからイへの変更又はウ、エ及びオについて他交付方法への該当変更)であっても、明細書の有償交付の実施を継続する場合は、届出内容の変更届出を提出する必要はありません。

注7 上記、注4の届出を行った施術所が、明細書を無償で交付する場合又は施術所廃止等となる場合は、「Ⅲ. 明細書無償交付の実施(変更)等に関する届出」を提出する必要があります。当該届出を行った施術所については、上記、注5により厚生労働省ホームページに掲載している施術所名等を削除します。

<p>別添</p> <p style="text-align: center;">施術録の記載・整備事項</p> <p>1 施術録の記載項目</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 施術明細</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>一部負担金、長期・頻回の特別の料金、長期・多部位の定額料金等</u>、窓口徴収の金額は正確に記入すること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">施術録の記載・整備事項</p> <p>1 施術録の記載項目</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 施術明細</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>一部負担金、長期・多部位の定額料金等</u>、窓口徴収の金額は正確に記入すること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--



保医発 0529 第 2 号

令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 4 号）が通知され、長期・頻回受療に係る適正化を図ることとなり、柔道整復施術療養費支給申請書の取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

ただし、改正前の別紙別添の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1（略）</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>(9) 「継続月数」欄について</u></p> <p><u>初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降の連続する期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた継続月数（初回月は「1」を記載。）を記載すること。</u></p> <p><u>なお、当該継続月数が五ヶ月を超えている施術（六ヶ月目）については、継続月数は「6」と記載し、以降、1月あたりの施術回数が10回未満の場合であっても、当該負傷部位が治癒・中止・転医する月まで、引き続き、継続月数を記載すること。</u></p> <p><u>(10) 「転帰」欄について</u> （略）</p> <p><u>(11) 「経過」欄について</u> （略）</p> <p><u>(12) 「請求区分」欄について</u> （略）</p> <p><u>(13) 「施術日」欄について</u> （略）</p> <p><u>(14) 「初検料」欄について</u> （略）</p> <p><u>(15)（略）</u></p> <p><u>(16)（略）</u></p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1（略）</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) 「転帰」欄について</u> （略）</p> <p><u>(10) 「経過」欄について</u> （略）</p> <p><u>(11) 「請求区分」欄について</u> （略）</p> <p><u>(12) 「施術日」欄について</u> （略）</p> <p><u>(13) 「初検料」欄について</u> （略）</p> <p><u>(14)（略）</u></p> <p><u>(15)（略）</u></p>

(17) 「往療料」欄について

(略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逕減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、「頻回」欄及び右側の「計」欄について

①～⑦ (略)

⑧ 「長期」欄には、五か月を超える施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)に係るものについて、長期逕減率(〇・七五)を該当欄に記載すること。

⑨ 「頻回」欄には、1月あたり10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を五ヶ月継続している施術(継続月数欄の記載が5以上)について、翌月(六ヶ月目)の当該施術から、長期頻回逕減率(〇・五)を該当欄に記載すること。なお、この場合、上記⑧「長期」欄の長期逕減率の記載は不要とすること。

⑩ 右側の「計」欄には、多部位の逕減のない負傷部位については左側の「計」欄の金額に長期逕減率(〇・七五)又は長期頻回逕減率(〇・五)を乗じた金額を、多部位の逕減がある負傷部位については中央の「計」欄の金額に長期逕減率(〇・七五)又は長期頻回逕減率(〇・五)を乗じた金額を、長期逕減に該当しない負傷部位については長期逕減率を乗じない金額を、それぞれ該当欄に記載すること。

逕減率を乗じた金額に一円未満の端数が生じた場合は、その小数点以下一桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。

(22) 「摘要」欄について

(略)

(23) 「一部負担金」欄について

(略)

(24) その他

(略)

3～6 (略)

(16) 「往療料」欄について

(略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逕減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について

①～⑦ (略)

⑧ 「長期」欄には、五か月を超える施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)に係るものについて、長期逕減率(〇・八)を該当欄に記載すること。

(新設)

⑨ 右側の「計」欄には、多部位の逕減のない負傷部位については左側の「計」欄の金額に長期逕減率(〇・八)を乗じた金額を、多部位の逕減がある負傷部位については中央の「計」欄の金額に長期逕減率(〇・八)を乗じた金額を、長期逕減に該当しない負傷部位については長期逕減率を乗じない金額を、それぞれ該当欄に記載すること。

逕減率を乗じた金額に一円未満の端数が生じた場合は、その小数点以下一桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。

(21) 「摘要」欄について

(略)

(22) 「一部負担金」欄について

(略)

(23) その他

(略)

3～6 (略)

(別添)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書
令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		記号・番号																											
保険者番号		公費負担医療の受給者番号①		公費負担医療の受給者番号②																											
1.協	2.組	3.共	4.単独	5.本人	6.高一																										
7.別	8.国	9.退	10.6歳	11.3併	12.高7																										
被保険者 氏名		氏名		住所																											
世帯主・組合員の受給者		住所		住所																											
療養を受けた者の氏名		生年月日		負担の原因																											
1男		1月 2日 3時 4分 5秒																													
2女		年 月 日																													
負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数																										
(1)	・	・	・	・	・																										
(2)	・	・	・	・	・																										
(3)	・	・	・	・	・																										
(4)	・	・	・	・	・																										
(5)	・	・	・	・	・																										
経過					請求区分																										
					新規・継続																										
施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
初検料	円	初検時相談 支授料	円	往診料	km	金風副子等 加算	円	金風副子等 加算	円	簡易情報 提供料	円	明細書発行 体制加算	円	計	円																
加算(休日・深夜・時間外)	円	再検料	円	加算(夜間・難治・暴風雨雪)	円	柔道整復 運動後療料	円	加算(夜間・難治・暴風雨雪)	円	柔道整復 運動後療料	円	計	円																		
整復料・固定料・療養料	(1) 円	(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計	円																								
部位	減額 %	減額開始 月 日	後療料 円 回	冷電法料 円 回	温電法料 円 回	電療料 円 回	計	円	多部位 計	円	長期 計	円																			
(1)	100																														
(2)	100																														
(3)	60								0.6																						
(4)	60								0.6																						
概要												合計	円	一部負担金	円	請求金額	円														
金風副子等 加算日	1回目	2回目	3回目	柔道整復運動 後療料加算日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日																			
支払区分	1:振込	2:銀行送金	3:当地振	4:通知	請求の滞り	金庫振替	銀行	本店	支店	農協	本・支所	口座 番号	登録記号番号																		
上記のとおり施療したことを証明します。												上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。																			
令和 年 月 日												令和 年 月 日																			
所在地〒												住所(上記住所欄と同じ)																			
施術所名称												被保険者																			
柔道 フクナ												世帯主																			
整復師氏名												組合員																			
												受給者																			
												この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理記入の上、捺印してください。																			

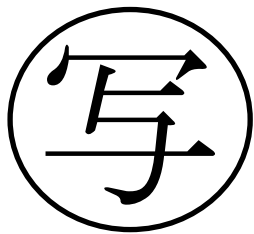
備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(別添)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書
令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		記号・番号																											
保険者番号		公費負担医療の受給者番号①		公費負担医療の受給者番号②																											
1.協	2.組	3.共	4.単独	5.本人	6.高一																										
7.別	8.国	9.退	10.6歳	11.3併	12.高7																										
被保険者 氏名		氏名		住所																											
世帯主・組合員の受給者		住所		住所																											
療養を受けた者の氏名		生年月日		負担の原因																											
1男		1月 2日 3時 4分 5秒																													
2女		年 月 日																													
負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数																										
(1)	・	・	・	・	・																										
(2)	・	・	・	・	・																										
(3)	・	・	・	・	・																										
(4)	・	・	・	・	・																										
(5)	・	・	・	・	・																										
経過					請求区分																										
					新規・継続																										
施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
初検料	円	初検時相談 支授料	円	往診料	km	金風副子等 加算	円	金風副子等 加算	円	簡易情報 提供料	円	明細書発行 体制加算	円	計	円																
加算(休日・深夜・時間外)	円	再検料	円	加算(夜間・難治・暴風雨雪)	円	柔道整復 運動後療料	円	加算(夜間・難治・暴風雨雪)	円	柔道整復 運動後療料	円	計	円																		
整復料・固定料・療養料	(1) 円	(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計	円																								
部位	減額 %	減額開始 月 日	後療料 円 回	冷電法料 円 回	温電法料 円 回	電療料 円 回	計	円	多部位 計	円	長期 計	円																			
(1)	100																														
(2)	100																														
(3)	60								0.6																						
(4)	60								0.6																						
概要												合計	円	一部負担金	円	請求金額	円														
金風副子等 加算日	1回目	2回目	3回目	柔道整復運動 後療料加算日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日																			
支払区分	1:振込	2:銀行送金	3:当地振	4:通知	請求の滞り	金庫振替	銀行	本店	支店	農協	本・支所	口座 番号	登録記号番号																		
上記のとおり施療したことを証明します。												上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。																			
令和 年 月 日												令和 年 月 日																			
所在地〒												住所(上記住所欄と同じ)																			
施術所名称												被保険者																			
柔道 フクナ												世帯主																			
整復師氏名												組合員																			
												受給者																			
												この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理記入の上、捺印してください。																			

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)



保医発 0529 第 3 号

令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 3 号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲が拡大されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号)

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について (略)</p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① <u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</u></p> <p>ア 明細書の無償交付</p> <p><u>令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略)</p> <p>ウ 施術所内の掲示 (略)</p> <p>エ <u>(削除)</u></p> <p>オ <u>(削除)</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について (略)</p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① <u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所</u></p> <p>ア 明細書の無償交付</p> <p><u>令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略)</p> <p>ウ 施術所内の掲示 (略)</p> <p>エ <u>地方厚生(支)局長への届出</u></p> <p><u>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第 5 の 4 の(9)の ア に基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式 3 により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ <u>保険者等への情報提供</u></p> <p><u>厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u></p>

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

エ 地方厚生(支)局長への届出

明細書発行体制加算の算定に当たっては、届出は要しないこと。

ただし、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のウに基づき、別紙様式3の1Ⅱにより地方厚生(支)局長に届出を行っている施術所については、明細書の無償交付を開始する月(明細書発行体制加算を算定する月)の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅲにより、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エのただし書に規定する届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、厚生労働省のホームページ掲載から当該施術所名等を削除する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

エ 地方厚生(支)局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のウに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

<p>エ <u>地方厚生（支）局長への届出</u> <u>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、明細書を有償で交付する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅱにより、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ <u>保険者等への情報提供</u> <u>厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>エ <u>（新設）</u></p> <p>オ <u>（新設）</u></p> <p>3・4 （略）</p>
--	--